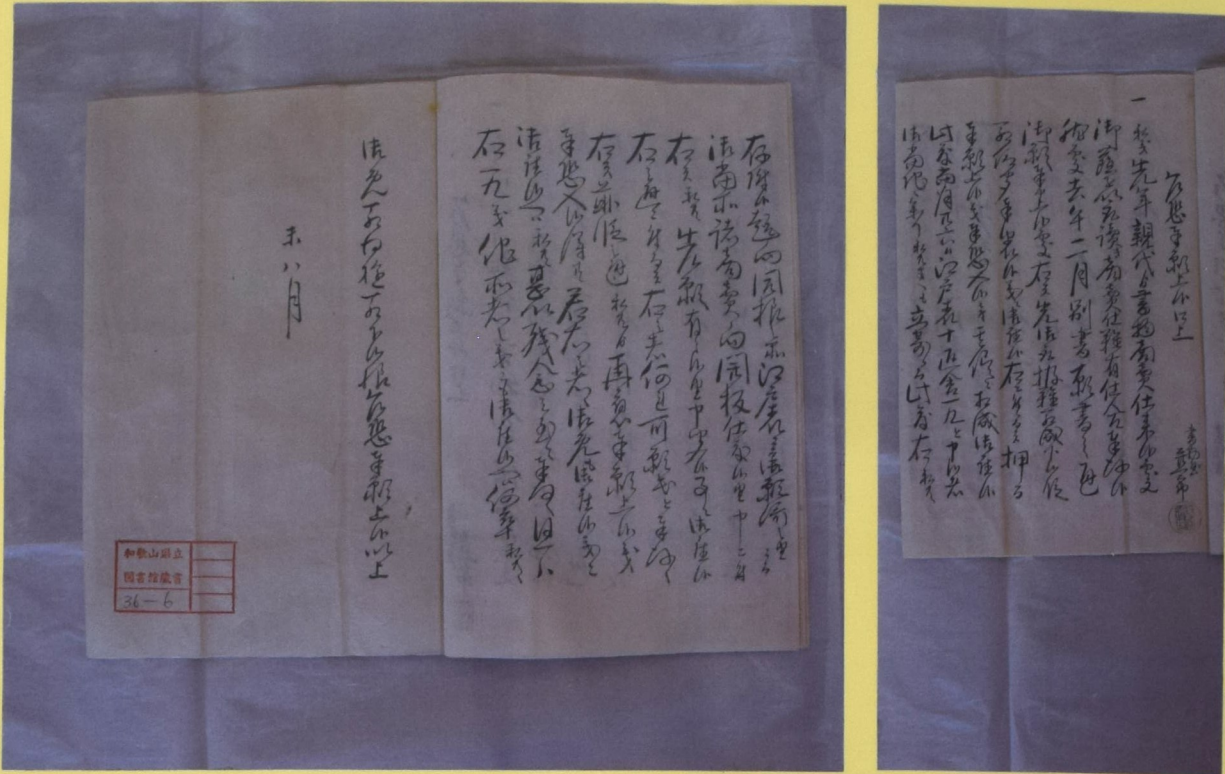


坂本屋喜一郎家文書 ②



「乍恐奉願上候口上（他所者十返舎一九当所にて商売向き開板願一件につき）」
（県立図書館移管資料 9231-6）

【翻刻】

書物屋

乍恐奉願上候口上

喜一郎⑩

一私義、先年親代々書物商売仕来候処、御蔭を以取続き商売仕、難有仕合奉存候、然処、去年二月、別書願書之通御願奉申上候処、右者先御取扱難被成下候段被仰聞、奉畏候義二御座候、右二付候而者、押而奉願上候義奉恐入候二付、其儘二相成御座候、此度当日廿六日、江戸表十返舎一九と申候者御当地へ参り、私共方へも立寄候而、此度右私共存附候趣向同様之品、江戸表二而御願済之由二而、御当所諸商売向開板仕度候由申二付、右者私共先願有之候由申間候事二御在候、右之通二付而者、右之者何連可願出と奉存候、右者前段之通私共々再応奉願上候義奉恐入候得共、若右之者へ御免も御在候義二御在候へハ、私共甚以残念之至二奉存候、且ハ右一九義、他所者之義二も御在候へハ、何卒私共御免被為遊被下候様、乍恐奉願候、以上

未八月

【大意】

恐れながらお願いいたす口上書き

一私は去る親の代から書物関係の商売を致して参りましたが、お陰様で引き続き商売が成り立ち、有難き幸せと思っております。さて、去年の午年二月、別添えの（前に添えた）願い書きの通りお願い申し上げましたところ、この出版はとうてい許可なさり難いということをお言い聞かせになり、承知いたしましたところでございます。こういうことです、あえて（再び）願い上げることが恐れ入りますのでそのままにしております。この度今月二十六日、江戸の十返舎一九という者が御当地和歌山へ参り、私の店にも立ち寄りました。この度右の、私が思い付いている企画と同様のものを、江戸では許可を得ていて、御当所和歌山城下町商店の版を出版したいということです。この出版は私が先に願い出たということを申し伝えたのでございます。このようなことですので、右の者はいずれ（この企画を）願い出るだろうと思います。この出版は前段の通り、私より再びお願いいたすということは恐れ入るのですけれどももし右の者へ御許可が出るようなことになりましたらば、私は非常に残念（筋違い）と思います。さらに、右の一九は他所者のことでもございますので、どうか私へ御許可くださいます様に、恐れながら願い申し上げます、以上。

解説

一度目の出版願いを出した翌年の天保六年（1835）、喜一郎の店に十返舎一九と名乗る人物が訪れます。そこで言うには、一九は和歌山の「買物独案内」の企画を喜一郎同様にすすめていて、江戸ではすでに許可が下りているというのです。それを知った喜一郎は再び町奉行所に出版願いを出します。それがこの二度目の出版願いです。しかし、十返舎一九はすでに四年前の天保二年（1831）に没していました。

一体、喜一郎の店に来た「十返舎一九」は誰だったのでしょうか…？



「戯作者考補遺 後篇」
（慶應義塾大学メディアセンター所蔵）